

「部落っていったい何なん？」 ～生徒の発するメッセージにどう答える？～

1 開催にあたって

「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行後9年間で、県内の学校で生徒・教職員による差別事件が7件(学校以外では14件)発生しています。滋人教に集う私たちは、子どもたちが自分らしくありのまま認め合えるような社会にしていくために、何ができるのかを議論しています。

今回は、高校現場での生徒の日頃の部落問題に関する発言を丁寧に聞き取り、生徒がどのような経緯で偏見や差別と出会ってきたのか、その出会いを生徒はどのように受け止めてきたのか、生徒の中で偏見や差別がどのように変化していったのか(あるいは変化しなかったのか、あるいは解消されたのか)を話題提供として報告していただきます。

差別発言の背景にある社会構造を見抜き社会を変えていくために、どんな学習が大切なのかを意見交流します。高校連協以外の方の参加もお待ちしております。

2 主 催 (公社)滋賀県人権教育研究会 高等学校連絡協議会

3 日 時 2025年12月9日(火) 14:00～16:40

4 会 場 G-NETしが 滋賀県立男女共同参画センター 視聴覚室

近江八幡市鷹飼町 80-4 TEL:0748-37-3751

5 日 程 13:30～ 受付

14:00～ 開会行事

14:10～ 話題提供

滋人教高校連協事務局長

彦根工業高等学校 加藤 由紀さん

15:40～ 意見交換

16:30～ 閉会行事

6. その他

どなたでも参加できます。参加を希望される方は、12月2日(火)までに、
下の方法でお申し込みください。

12/9(火) 滋人教高校連協第2回研究協議会 参加申込書

右の二次元コード、この用紙をFAX、メール送信、の
いずれかの方法をお願いします。

FAX:077-525-5097 メール:sijinkyo@mx.biwa.ne.jp

所 属 ()

お名前 ()



(公社) 滋人教発第 102 号

2025 年 10 月 1 日

所 属 長 様

公益社団法人滋賀県人権教育研究会

会 長 角出 好隆

公益社団法人滋賀県人権教育研究会

高等学校連絡協議会

会 長 大久保 貴生

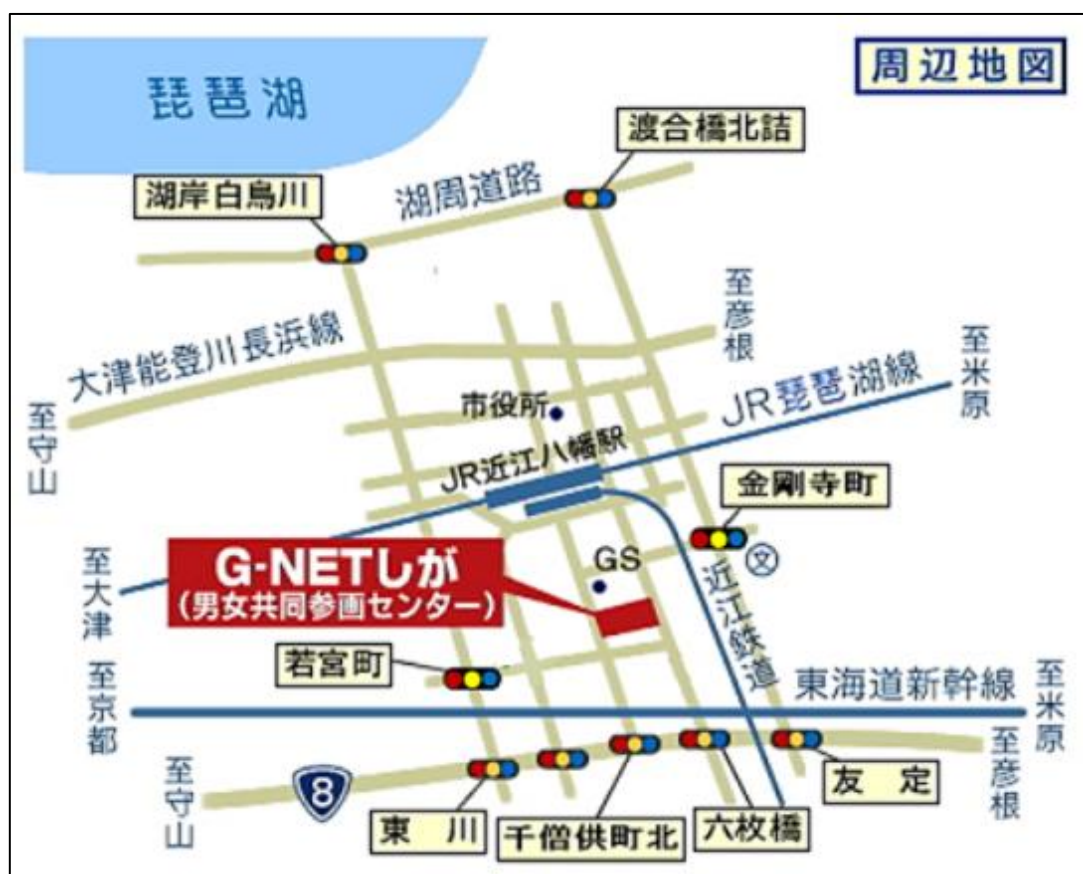
(公 印 省 略)

滋人教高校連協第 2 回研究協議会の開催について

平素は、本会の活動につきましてご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、滋人教高校連協では、標記の第 2 回研究協議会を、裏面の開催要項のとおり開催いたします。

つきましては、所属職員の積極的な参加をお願いしたく、ご配慮くださいますようお願い申し上げます。



〒520-0801 大津市におの浜 4-1-14

公益社団法人滋賀県人権教育研究会 事務局



TEL 077-525-5096

FAX 077-525-5097

e-mail sijinkyo@mx.biwa.ne.jp

ホームページ <http://www.sijinkyo.jp>